

令和7年 第4回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和7年12月5日 午後1時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 16人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鍵和田栄	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長 兼 寄 出 張 所 長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌宏	参事兼観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	鍵和田龍太
教 育 課 長	椎野晃一	生涯学習推進課長	遠藤雅典

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	渋谷好人	書 記	石井友子
---------	------	-----	------

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議案第 57号 松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 2 議案第 58号 松田町寄みやまグラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 3 議案第 68号 松田町地域集会施設等の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第 69号 松田町児童館等の指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第 70号 松田町やまびこ館の指定管理者の指定について
- 日程第 6 同意第 4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 各種委員会委員等の諸般報告
- 日程第 8 委員会の閉会中の継続審査申出書
- 日程第 9 議員派遣について

## 6. 議会の状況

議 長 皆様、こんにちは。松田町議会定例会本会議3日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき大変に御苦労様です。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。

皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長中

津川定雄君。

産業厚生常任委員長 それでは、委員会報告をさせていただきます。

令和7年12月4日。松田町議会議長 南雲まさ子殿。産業厚生常任委員会委員長 中津川定雄。

産業厚生常任委員会報告書。

本委員会は、令和7年12月4日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和7年第4回議会定例会において付託された「議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を審査しましたので、次のとおり報告します。記。

1. 審査の結果。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

2. 審査の内容。参事兼観光経済課長及び担当職員出席のもと、松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、今後の利用見込み、同類施設の料金の比較等詳細な説明を受け、質疑を行い慎重に審査しました。

審査の結果、適切なものであると判断しました。

なお、次の項目について申入れをします。

(1) 利用料金については、あくまで上限額であるので、実料金を設定する際には慎重に検討されたい。

(2) 宿泊施設の利便性を高めるように備品等の充実を図られたい。

(3) 料金の改定を行う際は、事前に十分な周知を図られたい。

以上です。

議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは、質疑に入ります。

12番 寺嶋 それでは、何点か伺います。

まず、今後の利用見込みということで、どの程度の見込みが想定されるのかお伺いします。

それから、同類施設の利用料金比較ということでは、他町の施設と比べると、高いかなという感じするんですけども、それはどういうふうな議論になり

ましたでしょうか。

3点目は、利用料金のほうで上限ということなんですけども、実料金の設定の際には慎重にされたいということなんです。1万円だとかそういうことについてね、何段階かのシミュレーションというのは説明あったのか、それはどういうふうに議論されたのか、お伺いをいたします。

産業厚生常任委員長 まず1点目のですね、今後の利用見込みについてということなんですけども。担当課のほうからですね、年間の営業シミュレーションを示していただきました。これは子供のですね、合宿を想定して試算した、上限値でですね、試算したシミュレーションなんですけども。収入としてはですね、宿泊料とか温浴利用、あとは会議室の利用料とかですね、あとは施設の利用料の他ですね、売店等の販売手数料が収入としてございます。

支出としてはですね、人件費の他ですね、管理センターの管理に必要な経費が見込まれて。収入としての計はですね、大体全部で1,270万円ほどです。支出がですね、試算ですと約980万円。差引き約290万円がですね、収益ということになりますけれども。これはあくまでも上限値としてですね、料金を試算したものでございますので。今の1万円と7,000円ですね、料金設定についてはですね、シミュレーションの中では妥当であるというふうに判断をいたしました。

それから、2点目のですね、料金の比較なんですけども、全員協議会のですね、資料にもございましたけれども、横浜市や静岡県、山梨県の五つのですね、宿泊施設の料金についてですね、金額だけではなくてですね、その施設の写真なども照らし合わせた中でですね、1万円、7,000円という料金についてはですね、妥当であるというふうに委員会の中では判断をいたしました。

3点目のですね、先ほどシミュレーションということがお話があったんですが、それ一番最初の質問とちょっと重複するので、それはよろしいでしょうか。以上です。

12番 寺 嶋 おおよそ分かりましたがね。採決の結果では賛成多数ということなんで、全員が賛成じゃないんで、そういう相違点といいますか、相違どのような意見に

なりましたでしょうか。お伺いをいたします。

産業厚生常任委員長 1万円、7,000円についてはですね、少し上限額としては高いのではないかなという意見がありました。以上です。

12番 寺 嶋 終わります。

8番 田 代 1点だけ質問させてください。

宿泊料上限額1万円ということなんですけれども、基本的には管理センター、食堂が入ってしまして別料金のように私は思っています。一般的には民宿、ホテル1泊2食付幾らというふうに表記あるんですけれども、この場合は飲食代が入っていないと思うんですけれども、そういったことを踏まえて、実勢価格としてスタートするとき、幾らぐらいの宿泊料を想定したか、そういった議論はされたでしょうか。

産業厚生常任委員長 実際の料金を設定する際にはですね、やっぱり近隣に民宿等もありますので。今、民宿がですね、1泊2食で約7,500円という料金ですので、民宿のですね、運営を圧迫させないようなですね、料金設定が必要であると思います。今回の宿泊料1万円、7,000円についてはですね、当然、食事料とかね、これは含まれていませんので、その辺はですね、先ほど言いましたけれども、民宿さんの経営、運営側に圧迫ないようなですね、料金設定をしていただきたいというふうに思っています。これは委員会からの意見と同じです。

8番 田 代 委員会の席で料金の改定を行う際には、十分な周知を図りたいと。

それと一番で料金については、あくまでも上限額であり、実料金を設定する際には慎重に検討されたいということは、今のお話のように民宿辺りの上限額を参考に定めたいと、そういうことで議論されたということで理解させていただきました。ありがとうございます。

議 長 他にございますか。よろしいでしょうか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数でございます。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議長 日程第2「議案第58号松田町寄みやまグラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(産業厚生常任委員会報告)」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、中津川定雄君。

産業厚生常任委員長 それでは、委員会報告をさせていただきます。

令和7年12月4日。松田町議会議長 南雲まさ子殿。産業厚生常任委員会委員長 中津川定雄。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、令和7年12月4日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和7年第4回議会定例会において付託された「議案第58号松田町寄みやまグラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を審査しましたので、次のとおり報告します。記。

1. 審査の結果。採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決定しました。
2. 審査の内容。参事兼観光経済課長及び担当職員出席のもと、松田町寄みやまグラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、今後の利用見込み、近隣市町の料金の比較等詳細な説明を受け、質疑を行い慎重に審査しました。

審査の結果、適切なものであると判断しました。

なお、料金の改定を行う際は、事前に十分な周知を図りたい。

以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは、質疑に入ります。

1 2 番 寺 嶋 みやまグラウンドの料金改定ね。実は、人工芝生化するということでリニューアルしたんですがね。今年度、要するに令和7年度の4月1日に新料金の改定しましてね。それから12月1日もということで。そんなに時間的にはね、たっていないんですよ。それで、今度はトイレとかそういうね、改修でその都度改修してね、そのたびに料金上げるという、経費がかかっているから上げるということだと思うんですけども。それもね、町外の人だけと限定したことになっておりますけどもね。これは私は考えるには、トイレ等というのはみやまグラウンド広場と付帯施設、付帯工事なんですけどもね。ただ、みやまグラウンド自体は広域避難場所になっていますから、そのグラウンドを利用した人だけに全部かぶせるということは、ちょっといかなものかと思います。そういうことも踏まえてですね、この全員賛成になっておりますけども、どのような議論をされたのか、お伺いをいたします。

産業厚生常任委員長 今回の改正では、グラウンドのですね、土日祝日のその他の利用者のところが4,000円から6,000円ということに改正になりますけども。ここのところだけですね、改正したというのはですね、実は、平日のですねグラウンド料、今ちょっと少ない、ちょっと伸び悩んでるところがございますので、平日の利用促進を図るために平日料金は改定をしないで。なおですね、土日祝日における町内居住者、また宿泊者に対してもですね、あまり負担をかけないということで、今回は土日祝日の町外の利用者のみ改正したという経緯がございます。よろしいでしょうか。以上です。

1 2 番 寺 嶋 終わり。

議 長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第58号松田町寄みやまグラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第58号松田町寄みやまグラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議長 暫時休憩いたします。休憩中に議会全員協議会を開催しますので、議員及び町長他、説明員の説明補助の方は1時20分までに大会議室にお集まりください。よろしくお願いいたします。(13時17分)

議長 休憩を解いて再開します。(13時40分)

日程第3「議案第68号松田町地域集会施設等の指定管理者の指定について」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町長 議案第68号松田町地域集会施設等の指定管理者の指定について。

次のとおり、松田町地域集会施設等の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下に同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町町屋地域集会施設ほか（別紙のとおり）でございます。所在地、松田町松田惣領7番20ほか（別紙のとおり）でございます。

2、指定管理者の名称等。名称、町屋自治会ほか（別紙のとおり）。代表者、自治会長佐藤光弘ほか（別紙のとおり）でございます。所在地、松田町松田惣領336番地3ほか（別紙のとおり）でございます。

3、指定管理期間。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間

となります。

令和7年12月2日提出。松田町長、本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため、提案するものでございます。

よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第68号松田町地域集会施設等の指定管理者の指定について、御説明させていただきます。

本指定管理者の指定につきましては、令和3年4月1日から5年間の指定管理の期間が終了することに伴い、まず更新になります。

1枚おめくりいただきまして、別紙指定管理者候補者選定松田町地域集会施設一覧でございます。

先ほど提案にありました議案1枚目の項目1及び項目2の指定管理者制度対象施設の名称等並びに指定管理者の名称等につきまして、まとめさせていただいているものでございます。表は松田町町屋地域集会施設から最下段、松田町土佐原地域集会施設までの21施設が対象となります。

恐れ入ります。1枚おめくりください。参考資料1でございます。

こちらのほうはですね、情報公開条例に基づきまして、指定管理者申込書の法人団体住所の住所と印影、さらにその下、最下段3の担当者の連絡先の電話番号とですね、参考資料2の松田町の公の施設にかかる指定管理者の候補者選定依頼の申込書の依頼者の印影を墨塗りにしておりますことを御了承ください。

それでは、参考資料1の申込書について、御説明させていただきます。

法人団体名は町屋自治会でございます。代表者名は佐藤光弘様から町長宛での指定管理者申込書でございます。

1、施設の名称及び所在地でございます。施設の名称は松田町町屋地域集会施設。施設の所在地、松田町松田惣領7番20でございます。

裏面を御覧ください。指定管理者施設運営事業計画書でございます。こちら

のほうはですね、団体の概要及び団体者の代表者名、役員、事業内容のほうで記載しております。

以下、次ページの店屋場自治会からですね、同施設についての指定管理所が20施設分申込書を添付しております。

恐れ入りますが、20ページおめくりいただきまして、地域集会施設等収支計画一覧表のほうを御覧ください。

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間の計画でございます。各施設につきましてはですね、上段が5年間、下段が1年間それぞれ収支を記載しております。

まず左側の列でございます。支出につきましては、内訳としまして、光熱水費、消防点検費、一つ飛ばして清掃道具・消耗品等。また、寄地区におきましては浄化槽点検を指定管理料としております。経費の総額の合計になりますが、最下段を御覧ください。5年間の欄でございます。2,004万8,000円になっております。

また、右側の列の収入の指定管理委託料は1,904万5,000円となります。

1枚おめくりいただき、参考資料2でございます。参事兼総務課長よりですね、指定管理者選定委員会委員長への指定管理者の候補者選定依頼でございます。

さらにもう1枚、参考資料3でございます。指定管理者選定委員会委員長から町長宛ての選定結果の報告の写しでございます。

説明は以上になります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。  
9 番 井 上 1点ですね、お伺いをいたします。

地域集会施設と収支計画書一覧表があります。ここです、5年間と1年間ということで、それぞれの支出・収入が比較されています。この指定管理委託料につきましては、ちょっと全体をあれしていないんですけども、基本的には支出の額に対して、収入のほうはですね、施設使用料という収入があると、支出から施設使用料を引いたものを指定管理委託料にするというふうな表

になっているというふうには理解しますが。実際にはですね、その施設にかかる費用というものに対して、施設使用料というものは、それぞれの自治会ですね、意向によるとかですね、内容によるものだったり変動をするのではないかなというふうに考えますが。ここで指定管理委託料のですね、かなり件数ありますけれども、それぞれの金額に対する考え方を伺いをしたいと思います。

参事兼総務課長　　まず、こちらの指定管理委託料、各施設の消耗品とか光熱水費とか、支出の算出の根拠というものはですね、一応今までの過去4年間の実績の中で最高値を基準に算定をさせていただいてるような状況でございます。その中でですね、施設使用料等があるものにつきましては、そちらのほうも加味をしながら、ちょっと算定をさせていただいているような状況でございます。以上です。

9 番 井 上　　それはですね、そういうことでこの表ができてと思うんですけども。お伺いしたいのはですね、施設使用料というものは変動する要因があるのではないかなということです。これを、施設使用料というのはどういうふうに見込んでいるのか。これからのですね、5年間の指定管理だと思うんですけど。ここで指定をした委託料というものがここで固まってしまうのではないかなというふうに思いますが。

一方ですね、施設使用料というものは、これから5年先の中でですね、かなり変動する要因があるのではないかなということです。

ですので、指定管理委託料に対して、ここでその施設使用料をマイナスにしようということとはですね、それぞれの自治会においては実際には、支出に対して不足する場合も出るということが想定されるのではないかなというふうに思いますのでね。その施設使用料の捉え方について、どういうふうな捉え方をしているのか、変動要素というものをどういうふう考えているのか、その点についてのお伺いです。

参事兼総務課長　　まず、こちらの施設使用料につきましては、もちろんその自治会さんがですね、過去4年間の実績に基づいて算定しているんですが、ただそれが実績の数

字イコールこの計画の数字ではございません。もちろん自治会さんの中で、この程度ならば計画の中に入れて余裕を持たせた形での施設使用料になっておりますので。要はオーバーしたらマイナスになっちゃうとかそういう形ではなくて、自治会さんの中の今まで過去4年間の施設使用料の中で、ここまでなら施設使用料として、施設管理のほうに宛てがえられるということを見込んでの計上の数字になっております。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございます。じゃあ、それではですね、この施設使用料というのは、今後5年間に見込まれる使用料のミニマムの使用料だという理解でよろしいでしょうか。

参事兼総務課長 はい。

9 番 井 上 終わります。

議 長 他にございますか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第68号松田町地域集会施設等の指定管理者の指定について、原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4「議案第69号松田町児童館等の指定管理者の指定について」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第69号松田町児童館等の指定管理者の指定について。

次のとおり、松田町児童館等の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下に同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町河内児童センターほか（別紙のとおり）。所在地、松田町松田惣領821番地3ほか（別紙のとおり）。

2、指定管理者の名称等。名称、河内自治会ほか（別紙のとおり）。代表者、自治会長夏苺教隆ほか（別紙のとおり）。所在地、松田町松田惣領824番地ほか（別紙のとおり）でございます。

3、指定の期間。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

令和7年12月2日提出。松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため、提案するものです。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それではですね、議案第69号松田町児童館等の指定管理者の指定について、御説明させていただきます。

本管理者の指定につきましては、令和3年4月1日から5年間の指定管理の期間が終了することに伴います更新になります。

1枚おめくりいただいて、指定管理者候補者選定松田町児童館等一覧でございます。

こちらのほうにつきましては、松田町河内児童センターから松田町湯の沢児童センターの2施設が対象となります。

恐れ入ります。1枚おめくりいただきまして参考資料1をお願いいたします。こちらのほうもですね、情報公開条例に基づきまして法人団体住所の住所と印影、さらに担当者の連絡先の電話番号、さらに参考資料2の申込書の印影のほうも墨塗りにさせていただいております。

それでは、指定管理者申込書でございます。法人団体名は河内自治会。代表者名は夏苺教隆様から町長宛てへの申込書でございます。

1、施設の名称及び所在地でございます。施設の名称は松田町河内児童セン

ター。施設の所在地は松田町松田惣領821番地3でございます。

裏面を御覧ください。指定管理施設の運営事業計画書になります。1番の団体の概要にそれぞれ団体名の団体代表者及び役員数、事業内容について記載しております。

以下2枚目は湯の沢自治会の湯の沢児童センターの申込書になります。

さらにもう1枚見おめくりいただきまして、児童館等収支計画一覧表でございます。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間になります。各施設とも上段は5年間、下段は1年間の収支を記載しております。

まず、左側の列でございます。支出の内訳につきましては、施設管理に必要な光熱水費、消防点検、清掃道具・消耗品等を指定管理委託料としております。経費の総額の合計は最下段になります。5年間の欄ですね、140万5,000円となっております。

右側の収入のほうでございます。こちらのほうもですね、指定管理委託料として140万5,000円となります。

さらにすみません。もう1枚おめくりください。参考資料2でございます。こちらは参事兼総務課長から指定管理者選定委員会委員長宛ての選定依頼書でございます。

さらにもう1枚、参考資料3は、指定管理者選定委員長から町長宛てへの選定結果の報告の写しでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第69号松田町児童館等の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第70号松田町やまびこ館の指定管理者の指定について」を議題とします。町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第70号松田町やまびこ館の指定管理者の指定について。

次のとおり、松田町やまびこ館の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町やまびこ館。所在地、神奈川県足柄上郡松田町寄5575-1番地。

2、指定管理者の名称等。名称、松田町寄自然休養村養魚組合。代表者、組合長渋谷薫。所在地、神奈川県足柄上郡松田町寄5573番地。

3、指定の期間。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で

す。

令和7年12月2日提出。松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため、提案するものであります。よろしくお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼観光経済課長 議案第70号松田町やまびこ館の指定管理の指定について、細部の説明をいたします。

資料をおめくりいただきまして、参考資料1を御覧ください。

指定管理者申込書でございます。令和8年3月31日で、現在の指定管理期間5年間で満了するため、同社に更新を行うという形で手続となっております。

松田町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項による、募集によらない指定管理者の候補の選定とありまして、あらかじめ現指定

管理者でございます松田町寄自然休養村養魚組合様と協議をした結果、令和7年11月4日付で指定管理者申込書を御提出いただきました。

まず、1、施設の名称及び所在地についてですが、施設の名称、松田町やまびこ館。施設の所在地、松田町寄5575-1番地でございます。

次に、2、添付書類につきましては、(1)管理を行う施設の事業計画書から(6)全事業年度における事業報告書、その他団体の業務の内容を明らかにする書類まででございます。

次のページをお願いいたします。

指定管理施設運営事業計画書でございます。1、団体の概要、団体名から役員人数は表の記載のとおりでございます。事業内容といたしましては、(1)から(4)のとおり、施設の維持管理に関する業務、利用許可及び利用料金の収受に関する業務、地域振興に向けた各種業務となっております。

次に、下の枠でございます2、指定管理者としての基本姿勢につきましては、施設のより効果的な管理を実施することにより、経費の節減を図ること、他2点でございます。

次に、3、事故防止等、4、施設の維持管理及び効率的な施設運営についての考え方と実施方法、5、環境への配慮に関する対応の考え方と実施方法で、記載のとおりでございます。

次のページをお願いします。

指定管理施設収支計画書(松田町やまびこ館)でございます。この計画書につきましては、令和7年第3回松田町議会定例会で債務負担行為の補正としまして、令和8年度から令和12年度までの5年間を期間とする松田町やまびこ館の指定管理料を提案いたしまして、お認めいただいたものでございます。

5年間で126万円、各年度25万2,000円が指定管理委託料となっております。支出についても同額で、光熱水費、浄化槽維持管理費、消耗品費等でございます。

次のページをお願いします。参考資料2でございます。選定委員会委員長への指定管理者の候補者選定依頼でございます。

次のページをお願いします。参考資料3でございます。選定委員会での選定結果でございます。この報告書の項番3、下段になります。松田町やまびこ館指定管理者選定委員会の付帯意見といたしまして、さらなる利用促進に向け、町と連携を図り、PR等の実施に努められたいという御意見をいただいております。

以上、議案第70号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それではこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第70号松田町やまびこ館の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 お諮りします。日程第6「同意第4号」は、人事案件ですので、町長の提案説明が終わりましたら、質疑・討論を省略して、採決させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。それでは、同意第4号は質疑・討論を省略し、採決とさせていただきます。

議 長 日程第6「同意第4号教育委員会委員の任命について」を議題といたしま

す。町長の提案説明を求めます。

町長 同意第4号教育委員会委員の任命について。

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。記。

住所、松田町松田惣領1561番地6。氏名、石川純一。生年月日、昭和31年7月9日。

令和7年12月5日提出。松田町長 本山博幸。

提案理由。令和7年12月19日をもって教育委員会委員の任期が満了するため、提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議長 町長の提案説明が終わりました。質疑・討論を省略し、採決を行います。同意第4号教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第7「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。

最初に、令和7年第2回足柄東部清掃組合議会定例会報告を、選出議員の北村和士君により報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。以上で、令和7年第2回足柄東部清掃組合議会定例会報告を終わります。

次に、令和7年第2回足柄上衛生組合議会定例会報告を、選出議員の田代実君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その

報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。以上で、令和7年第2回足柄上衛生組合議会定例会報告を終わります。

次に、令和7年第2回神奈川県西部広域消防運営協議会報告を、出席議員の井上栄一君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。以上で、令和7年第2回神奈川県西部広域消防運営協議会報告を終わります。

次に、県町村議会議長会自治功労者表彰式及び議員研修会報告を出席議員の北村和士君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。以上で、県町村議会議長会自治功労者表彰式及び議員研修会報告を終わります。

議 長 日程第8「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。申出書

は、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、所管事務他について、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり提出されています。

最初に、総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長 日程第9「議員派遣について」を議題といたします。この件につきまして

は、議会閉会中の調査活動等について、今後の計画についてお手元に配付のとおり派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議会閉会中の調査活動等に議員を派遣することに決定いたしました。

なお、日程、派遣議員に変更等が生じた場合には、議長に一任をお願いいたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了しました。これをもって本定例会は閉会といたします。慎重なる御審議ありがとうございました。

(14時13分)